

令和8年1月27日
住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付

改正マンション関係法の施行に向けて説明会を開催します！ ～「令和7年度 改正マンション関係法に関する説明会」「マンション管理の講習会」の開催～

国土交通省は、法務省と連携し、今般改正されたマンション関係法（建物の区分所有等に関する法律、マンションの管理の適正化の推進に関する法律、マンションの建替え等の円滑化に関する法律等）の施行が本年4月1日に迫っていることを踏まえ、改正法の詳細な説明会を全国10都市で開催します。

あわせて、地方主要都市において、第一線で活躍するマンション管理の専門家や地方公共団体職員が講師となり、マンション管理の基礎的な知識や今後の組合運営のポイントについて講習会を開催します。

①【令和7年度改正マンション関係法に関する説明会～円滑な管理・再生に向けて～】※詳細は別紙1参照

- ・日時・場所：令和8年2月10日（火）～3月7日（土）各会場 14:00～16:00
- ・開催方式：対面（※東京会場のみライブ配信あり）
- ・会場：全国10会場
- ・主な内容：
 - ・区分所有法・被災区分所有法の改正内容について
 - ・マンション管理・再生法等の改正内容について
 - （管理）標準管理規約の見直しにあたってのポイント
 - （再生）建替え等の円滑化に向けた新たな取組 等

②【令和7年度マンション管理の講習会】※詳細は別紙2参照

- ・日時・場所：令和8年2月21日（土）、2月28日（土）、3月7日（土）各会場 11:00～12:00
- ・開催方式：対面
- ・会場：3会場 ※【①説明会と同日開催】
- ・主な内容：
 - ・マンション管理適正化に向けて
 - ・地方公共団体の取り組みについて

参加方法

- ・参加費は無料です。
- ・事前の申込みが必要です。WEBよりお申込みください。

※申込期間：【①・②共】1月27日（火）～開催日前日の18:00まで

【①ライブ配信】1月27日（火）～2月4日（水）18:00まで

※各会場定員になり次第、受付を終了しますので、お早めにお申込みください。

<参加申込み先・問合せ先>

○改正マンション関係法に関する説明会／マンション管理の講習会 受付窓口

HP：https://koushuu-setsumeikai.mlit.go.jp/s/r7_kaisei_mansion3

電話：0120-771-266 ※受付時間：9:00～18:00（土・日・祝除く）※②開催日当日は受付）

<問合せ先>

住宅局 参事官（マンション・賃貸住宅担当）付

電話：代表 03-5253-8111

